

沖縄アカデミー専門学校 学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法に則り、介護福祉学科においては、社会福祉士及び介護福祉士法の定めるところにしたがって介護福祉士として必要な専門の知識と技術を教授し、有為な介護福祉士を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は沖縄アカデミー専門学校（以下「本校」）と称する。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を沖縄県豊見城市字真玉橋 3 8 7 番 1 に置く。

第 2 章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限等)

第 4 条 本校の課程及び学科、修業年限、収容定員等は次のとおりとする。

課 程 名	学 科	昼夜 の別	修業 年限	入 学 定 員	収 容 定 員	1 学年 の 学級数	職業実践 専門課程
社会福祉専門課程	介護福祉学科	昼	2 年	4 0 名	8 0 名	1	認定

(始業時間及び終業時間)

第 5 条 本校の始業時間は午前 9 時 0 0 分、終業時間は午後 4 時 2 0 分とする。

(学 籍 年 数)

第 6 条 本校の学籍年数は 4 年以内とする。ただし、同学年は 2 年を越えてはならない。

(聴 講 生)

第 7 条 本校に聴講生の制度を設ける。その規定は別途これを定める。

(入学期、学年及び学期)

第 8 条 本校の入学期は 4 月とし、学年を前期及び後期に分ける。

2 前期は 4 月 1 日より 9 月 3 0 日まで、後期は 1 0 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

(休 業 日)

第 9 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 春季休暇 3 月 2 0 日から 4 月 1 0 日まで (2 2 日間)
- (4) 夏季休暇 8 月 1 日から 9 月 9 日まで (4 0 日間)
- (5) 冬季休暇 1 2 月 2 1 日から翌年 1 月 9 日まで (2 0 日間)
- (6) 開校記念日 4 月 1 0 日
- (7) その他校長が必要と認めた日
- (8) 校長は必要に応じて (1) から (6) を変更することがある。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第 1 0 条 本校介護福祉学科の教育課程は別表のとおりとする。

2 別表に定める授業時数の 1 単位時間は 4 5 分とする。

3 本校は以下のとおり定める授業時数をもって 1 単位とする。

- (1) 講義 15時間
- (2) 演習 30時間
- (3) 実習 45時間

(教職員組織)

第11条 本校に關係法令の定めるところにしたがい次の教職員を置く。

課程名	社会福祉専門課程
学科	介護福祉学科
種別	
校長	1名
専任教員	3名以上
事務職員	2名以上

- 2 校長は学務を総括し、管理をする。
- 3 本校の教員は關係法令並びに所轄官庁の定めるところによりその担当科目に応じそれぞれ相当の経験を有する者とし、校長が任免する。
- 4 本校の事務業務を円滑に行なうため、事務室を置き、教務、経理、総務の事務を分掌する。

第4章 入学、転入学・編入学、休学、退学等

(入学資格)

第12条 本校に入学することができる者は学校教育法第56条の規定により大学に入学できる者とする。

(入学許可)

第13条 入学を希望する者には次の方法により選考を行ない、合格した者に対して校長が入学を許可する。

- (1) 推薦試験 (書類考査、人物考査)
- (2) 学科試験 (筆記試験、人物考査)

(入学出願手続)

第14条 入学を希望する者は次の書類と第31条に定める検定料を添えて指定日までに校長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 高等学校卒業証明書又は卒業見込証明書等大学に入学できることを証明する書類
- (3) 高等学校成績調査書
- (4) 写真 (最近3月以内に撮影したものを入学願書に貼布)
- (5) 推薦入学を希望する者は上記書類のほかに所定の推薦書を提出しなければならない。

- 2 卒業見込証明書を提出した者は高等学校卒業後、卒業証明書を提出しなければならない。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者は第31条に定める学生納付金 (入学金・授業料・実習費) を添えて指定の期日以内に入学の手続をしなければならない。なお、所定の期日までに入学手続を完了しない者は、入学資格を取消される場合がある。

(転入学・編入学)

第16条 転入学又は編入学は認めない。

(欠 席)

- 第17条 学生が傷病その他の理由により欠席したときは、その旨を校長に届け出なければならない。
- 2 傷病その他の理由により欠席日数が引続き7日以上に及ぶとき、傷病の場合は医師の診断書、その他の理由のときはその証明書を提出しなければならない。

(休 学)

- 第18条 学生が傷病その他の理由により3月以上修学することができないときには、その理由を記した休学願を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。
- ただし、傷病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

- 第19条 休学の期間は1年以内とする。ただし、校長の承認を得て延長することができる。

(復 学)

- 第20条 休学した者が復学しようとするときは、復学願を校長に提出しその許可を受けなければならない。ただし、傷病による休学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(退学・転学)

- 第21条 退学又は転学しようとする者は、その理由を記した退学又は転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、病気による退学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(出席停止)

- 第22条 学生が伝染病にかかり、またはその恐れがあるとき、その他必要があると認めるときは、その者に対し出席停止を命ずることがある。

第5章 履修認定、試験、進級、卒業

(履修認定)

- 第23条 第25条に規定する要件を満たし、次条で規定する試験等で1科目100点満点として60点以上の者について当該科目の履修を認定する。

(試 験)

- 第24条 試験を分けて定期試験と臨時試験とする。
- 2 定期試験は前期及び後期に行なう。
- 3 臨時試験は学科目担当者において必要を認めた際に行なう。
- 4 校長は所定の試験に欠席した者であっても、その欠席の理由が正当であることが認められる者に対し追試験を受けさせることができる。
- 5 試験成績が第23条による合格点に満たない者について、その科目について再試験を行なうことがある。

(欠席時間の取り扱い)

- 第25条 所定の授業科目ごとに所定の授業時数の3分の2に満たない者には、当該科目の履修の認定を行わない。
- 2 前項にかかわらず介護実習においては、出席時数が所定の履修時数の5分の4に満たない者には、当該科目の履修の認定を行わない。

(進級及び卒業)

- 第26条 校長は、当該学年における所定の全学科目の履修が認定された者について進級又は卒業を認める。

(卒業証書の授与)

- 第27条 校長は、前条の規定により卒業を認めた者に対し卒業証書を授与する。
- 2 前項において、介護福祉学科を修了した者には、専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。

第 6 章 賞 罰

(表 彰)

第 28 条 校長は成績操行共に優秀と認められる者、その他善行があつて他の者の模範となる者はこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第 29 条 校長は教育上必要と認めた場合、学生に対し次の懲戒を行なうことができる。

- (1) 戒 告 将来を戒める。
- (2) 停 学 一定期間登校を停止する。
- (3) 退 学 学籍から除外する。

(退学処分)

第 30 条 前条の規定による退学は次の各号に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改悛の見込みないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (3) 学校内の秩序を乱しその他学生としてふさわしくない行為がある者
- (4) 正当な理由がなく学生納付金を滞納する者
- (5) 学則に違反し退学を適当と認められる者
- (6) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

第 7 章 学生納付金

(学生納付金)

第 31 条 本校の学生納付金は次のとおりとする。

納 付 区 分	介 護 福 祉 学 科
授業料(年額)	490,000円
入 学 金	100,000円
実習費(年額)	80,000円
設備費(年額)	180,000円
入学検定料	10,000円

- 2 在籍中の学生は出席の有無にかかわらず所定の期日までに上記学生納付金を納入しなければならない。
- 3 入学金は入学許可のあった日から所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 校長は学生の願い出により、その理由によっては分納を許可することがある。
- 5 すでに納入した学生納付金は、やむを得ない特別の理由がある場合以外は返還しない。
- 6 正当な理由なく学生納付金を滞納する者は、第 24 条における試験を受けることができない。

第 8 章 厚生補導

(健康管理)

第 32 条 本校では年 1 回健康管理のため定期健康診断を行なう。

- 2 本校に保健室を置き学生の健康管理を行なう。

第 9 章 付帯教育事業

(付帯教育事業)

第33条 付帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	コース名	修業期間	授業時数	総定員	備考
日本語学科	2年コース	2年	1520時間	80名	
	1年半コース	1年6ヶ月	1140時間		

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は平成5年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成6年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成7年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成8年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成9年7月31日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成10年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成11年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成12年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成14年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成15年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成21年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成26年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成30年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和2年4月1日から施行する。
なお、既に在学している学生の教育課程については旧学則による。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は令和3年4月1日から施行する。
なお、既に在学している学生の教育課程については旧学則による。
2. この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

別表 介護福祉学科教育課程

領域	授業科目	区分	指定 時数	履修時数		合計	
				1年	2年	履修時数	単位数
人間と社会	人間の理解(尊厳と自立)	[講義]		30		30	2
	人間の理解(人間関係)	[講義]		60		60	4
	社会の理解	[講義]		60		60	4
	現代社会	[講義]		30		30	2
	沖縄の生活文化	[講義]		30		30	2
	OA演習	[演習]		30		30	1
	レクリエーション理論と実践	[演習]		60		60	2
	生活技術マナー	[演習]		30		30	1
	小計		240	330		330	18
介護	介護の基本Ⅰ	[講義]		90		90	6
	介護の基本Ⅱ	[講義]			90	90	6
	コミュニケーション技術Ⅰ	[講義]		30		30	2
	コミュニケーション技術Ⅱ	[演習]			30	30	1
	生活支援技術Ⅰ	[演習]		120		120	4
	生活支援技術Ⅱ	[演習]			180	180	6
	介護過程Ⅰ	[演習]		30		30	1
	介護過程Ⅱ	[演習]			120	120	4
	介護総合演習Ⅰ	[演習]		60		60	2
	介護総合演習Ⅱ	[演習]			60	60	2
	介護実習Ⅰ	[実習]		110		} 450	10
	介護実習Ⅰ-2	[実習]			130		
介護実習Ⅱ	[実習]			210			
	小計		1260	440	820	1260	44
こころとからだのしくみ	発達の理解	[講義]		30		30	2
	老化の理解	[講義]		30		30	2
	認知症の理解Ⅰ	[講義]		30		30	2
	認知症の理解Ⅱ	[講義]			30	30	2
	障害の理解Ⅰ	[講義]		30		30	2
	障害の理解Ⅱ	[講義]			30	30	2
	こころのしくみ	[講義]		30		30	2
	からだのしくみ	[講義]		30		30	2
	こころとからだのしくみ	[講義]		60		60	4
	小計		300	240	60	300	20
医療的ケア	医療的ケアⅠ	[講義]		30		30	2
	医療的ケアⅡ	[講義]			30	30	2
	医療的ケアⅢ	[演習]			30	30	1
	小計		50	30	60	90	5
総計			1850	1040	940	1980	87